

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【10】
2. 日時：令和5年11月8日 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官※、
義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官※、小林主任安全審査官、
建部主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、大塚安全審査官、
小野安全審査官※、中原安全審査官※、平本安全審査専門職、
宮崎安全審査専門職、伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

浅野上席監視指導官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力安全技術） 他7名

電源事業本部 原子力電気設計グループ マネージャー 他43名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 主幹※

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力運営 主任 他1名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他4名※

中部電力株式会社

浜岡原子力発電所 総括・品質保証部 品質保証グループ スタッフ副長※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 主任※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他3名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日及び11月1日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し】

- 特重非公開ガイド誤廃棄事案を踏まえた3つの施策について、当該施策を実施することに至った検討経緯を整理し説明すること。また、3つの施策と保安規定変更内容の関係を整理し説明すること。
- 特重非公開ガイド誤廃棄事案に係る対策1について、特重非公開ガイド以外でも、同じような文書であればQMS文書として扱う仕組みとなっているか説明すること。
- 対策3の本社組織におけるCR登録の奨励について、具体的な奨励手法を整理して説明すること。
- 監視評価業務を保安に関する職務とし、監視評価グループを保安に関する組織として位置づけること考え方を整理して説明すること。
- 施策2の原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて、どのように組織内で確かなものにするのか説明すること。
- 内部監査部門が実施する監査業務と監視評価グループが実施する監視・評価業務との対象、観点、役割等の違いについて、整理して説明すること。
- 保安規定第2条の3(2)～(8)の条文を削除する考え方を明確にし、第3条との関係を整理して説明すること。
- 保安規定第2条の3を変更することに伴い、第3条に反映すべき事項がないとする考え方を整理して説明すること。
- 対策の有効性評価について、対策1、2、3の内容と、それらによる効果としている内容とがどのように紐付くのか説明すること。
- 現行体制による原子力安全文化の育成および維持活動のPDCAサイクルにおける課題を整理して説明すること。
- 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し前後比較について、保安規定上の保安に関する組織との関係を整理して説明すること。
- 施策1の保安規定第2条の3の条文を変更する必要性と考え方について、整理して説明すること。

【高濃度火山灰対応について】

- これまでの設置許可及び設工認における説明内容と、新たに保安規定で説明が必要となる事項について、該当する箇所を紐付けした一覧表に整理して説明すること。
- 屋外に保管するとしている改良型フィルタ等について、環境条件を踏まえた日常の管理方法を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし